

枚方市有料広告の取扱いに関する要綱

平成 19 年 3 月 30 日制定
枚方市要綱第 24 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、本市が募集し、及び有料で取り扱う広告（以下「有料広告」という。）の掲載基準等を定めることにより、有料広告の掲載に係る事務の適正な執行を図り、もって本市の自主財源の確保及び地域経済の活性化に資することを目的とする。

(有料広告の掲載対象物)

第 2 条 有料広告の掲載の対象(以下「掲載対象」という。)は、次に掲げるものとする。

- (1) 本市の広報紙その他本市において作成し、又は発行する印刷物又は刊行物
- (2) 本市のホームページ
- (3) 本市が保有する公用自動車
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、第 7 条第 1 項の有料広告関係課会議において掲載対象として適当と認めたもの

(有料広告の掲載主体に係る基準)

第 3 条 次の各号のいずれかに該当するものは、有料広告を掲載することができないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 2 項に規定する風俗営業者（同条第 1 項に規定する風俗営業を事実上営むものを含む。）
- (2) 暴力団等の非合法組織及びその関連組織（現に法人格を有する組織で、過去においてそれらの組織であったものを含む。）
- (3) 本市指定金融機関若しくは本市収納代理金融機関又は日本郵政公社以外の金融機関（金融機関以外の金融業を営むものを含む。）
- (4) 本市に納付すべき市税を滞納しているもの
- (5) 過去に社会的信用失墜行為があり、又は現に社会的信用失墜行為となるおそれがある行為があったもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、第 7 条第 1 項の有料広告関係課会議において掲載することが不適当と認めたもの

(有料広告の掲載内容に係る基準)

第 4 条 次のいずれかに該当する有料広告は、掲載することができないものとする。

- (1) 法令、判例、慣例等で認められた権利を侵害し、又はそのおそれがあるもの
- (2) 法令等の規定に違反し、又はそのおそれがあるもの
- (3) 差別を容認し、助長し、若しくは誘発し、又はそのおそれがあるもの
- (4) 本市の信用を害し、若しくは本市の品位を損ない、又はそのおそれがあるもの
- (5) 政治活動又は宗教活動に係るもの

- (6) 個人又は法人その他の団体の意見又は宣伝に係るもの
- (7) 公の秩序又は善良な風俗を害し、又はそのおそれがあるもの
- (8) 本市が推奨するとの誤解を与え、又はそのおそれのあるもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、第7条第1項の有料広告関係課会議において掲載することが不適当と認めたもの

(細部基準の設定)

第5条 掲載対象を所管する課（以下「所管課」という。）は、有料広告の掲載に当たっては、次に掲げる事項（有料広告の性質又は目的により該当のない事項を除く。）について別に基準を定めるものとする。

- (1) 掲載位置及び掲載方法
- (2) 掲載時期、掲載期間及び掲載回数
- (3) 掲載の申込方法
- (4) 掲載料金及びその納付方法
- (5) 掲載の優先順位
- (6) 前各号に掲げるもののほか、有料広告の掲載に関し必要な事項

2 所管課は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ、その内容について、第7条第1項の有料広告関係課会議に諮るものとする。

(有料広告の募集)

第6条 所管課は、有料広告の募集を行おうとするときは、本市の広報紙、ホームページ等によりその周知を図らなければならない。

(有料広告関係課会議)

第7条 有料広告の掲載に係る事務の適正な執行を図るため、有料広告関係課会議を置く。

2 有料広告関係課会議の構成は、別に定める。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 枚方市有料広告の取扱いに関する要綱（平成16年枚方市要綱第39号）は、廃止する。
- 3 この要綱の制定は、この要綱の施行の日以後に募集を行う有料広告について適用し、この要綱の施行の日前に募集を行う有料広告については、なお従前の例による。